○山梨県警察KAIシステム外部記録媒体利用要領

令和4年12月1日~ 例規甲(情管シ)第51号~

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察KAIシステム運用管理要領(令和4年12月1日付け、例規甲(情管シ)第48号)第13の規定に基づき、KAIシステムにおける外部記録媒体の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるほか、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令(平成13年山梨県警察本部訓令第15号)、山梨県警察KAIシステム運用管理要領及び警察情報セキュリティポリシー(山梨県警察情報セキュリティに関する訓令(平成19年山梨県警察本部訓令第12号)及び当該訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する事項をいう。以下同じ。)に定めるところによる。

1 外部記録媒体利用制限ソフトウェア 外部記録媒体の登録・削除、情報の暗号化、利用の制限及び利用の許可並びに必要な証跡の取得・検証を行うためのソフトウェアをいう。

2 暗号文

外部記録媒体利用制限ソフトウェアにより、自動的に暗号化されたファイルをい う。

3 自己復号型暗号文

外部記録媒体利用制限ソフトウェアにより、自己復号型暗号形式で暗号化されたファイルをいう。

4 平文

外部記録媒体利用制限ソフトウェアにより、暗号化されていないファイルをいう。

5 管理番号

外部記録媒体管理簿に記載される外部記録媒体の管理番号をいう。

6 登録メディア

USBメモリ、外付けハードディスク等外部記録媒体利用制限ソフトウェアにあらかじめ登録された外部記録媒体をいう。

7 未登録メディア

CD、DVD、Blu-ray等外部記録媒体利用制限ソフトウェアに登録できない外部記録媒体をいう。

第3 管理体制

1 システム総括責任者

KAI端末における外部記録媒体の利用管理に係る事務を統括する。

2 利用管理者

KAI端末における外部記録媒体の利用管理に係る事務を行うものとする。

3 運用管理者

所属における外部記録媒体の登録、登録の削除、保管、持ち出しに係る事務を行 うものとする。

4 証跡管理者

(1) KAI端末を利用する所属に証跡管理者を置く。

なお、所属内に複数の証跡管理者を置く際は、次の条件によるものとする。

- ア 分室等執務室が物理的に離れて所在し、KAI端末における外部記録媒体の 利用に係る管理を分けて行う必要がある場合
- イ 所属の規模が大きく、KAI端末における外部記録媒体の利用管理を分けて 行う必要がある場合
- ウ その他システム総括責任者が認めた場合
- (2) 証跡管理者は、所属の次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長をもって充てるものとする。
- (3) 証跡管理者は、外部記録媒体の利用許可に係る証跡(以下「許可証跡」という。) の検証を行うものとする。
- (4) 証跡管理者は、KAI端末における許可証跡の管理を、所属単位で行うものと する。

第4 外部記録媒体の登録等

1 外部記録媒体の登録

運用管理補助者は、所属の外部記録媒体を登録メディアとして登録する場合は、 外部記録媒体登録台帳に登録して管理番号を付与し、外部記録媒体登録申請書(別 記様式)により、利用管理者に申請するとともに、当該外部記録媒体を情報管理課 へ持ち込み、登録メディアとして登録するものとする。

2 外部記録媒体の登録の削除

運用管理補助者は、廃棄等のため、登録メディアの登録を外部記録媒体登録台帳から削除する場合は、外部記録媒体のデータが復元できない方法で消去するものとする。

第5 外部記録媒体の利用

- 1 利用許可手続
- (1) ΚΑΙシステム利用者による申請

KAIシステム利用者は、暗号文、自己復号型暗号文又は平文で外部記録媒体

に情報を出力する場合、利用する外部記録媒体の種別、利用用途、利用するKAI端末及び利用期間について、利用の都度、媒体利用管理者に利用許可を申告する。

(2) 媒体利用管理者の事務

媒体利用管理者は、(1)のKAIシステム利用者からの申告内容が妥当であると判断した場合には、以下の手順により利用許可を行うものとする。ただし、第8の1(1)アから工まで及び(3)に掲げる未登録メディアについては利用許可を行ってはならない。また、媒体利用管理者は、自らに対して利用許可を行ってはならない。

なお、未登録メディアへの出力の許可については、光ディスクに対するものに 限る。

ア 利用許可の指定

外部記録媒体利用制限ソフトウェアを用いて、KAIシステム利用者及び期間を指定する(読込の場合を除く。)。

なお、利用許可の期間については、必要最小限とすること。

イ 情報の出力設定

外部記録媒体に情報を出力する場合は、暗号文で出力する場合を除き、原則として自己復号型暗号文を設定するものとする。ただし、外部記録媒体を保管している執務室内における利用等、外部記録媒体の紛失のおそれが極めて低い場合は、平文の情報を取り扱う専用の外部記録媒体として管理することで自己復号型暗号文を設定する必要はない。

ウ 外部記録媒体の貸与

外部記録媒体を当該KAIシステム利用者に貸与する。

2 利用の終了手続

(1) 利用終了の申告

外部記録媒体の利用を終了したKAIシステム利用者は、利用許可を受けた媒体利用管理者に速やかに利用の終了を申告するとともに、貸与された外部記録媒体を速やかに返却すること。この際、返却する外部記録媒体(出力した情報を削除できないメディアを除く。)に不要な情報を残さないこと。

(2) 利用許可の指定の解除

媒体利用管理者は、KAIシステム利用者から外部記録媒体の利用の終了の申告を受けた際には、読込の場合を除き、外部記録媒体利用制限ソフトウェアを用いて利用許可の指定の解除を行うこと。

第6 媒体利用管理者等の変更

1 運用管理者は、所属の媒体利用管理者及び証跡管理者の変更を行う必要がある場

合は、山梨県警察KAIシステム運用管理要領の第7に基づき、利用管理者に媒体利用管理者及び証跡管理者の変更を申請するものとする。

- 2 運用管理者は、所属の運用管理補助者、利用管理補助者、媒体利用管理者及び証 跡管理者が使用するKAI端末に変更がある場合は、利用管理者に変更を依頼する ものとする。
- 3 2の変更の依頼を受けた利用管理者は、外部記録媒体利用制限ソフトウェアを用いて、必要な設定を行うものとする。

第7 職員の責務

- 1 押収等した電磁的記録媒体の利用の禁止
 - (1) 次のアからエまでに掲げる電磁的記録媒体を、KAI端末に接続しないこと。 ア 押収等により部外から提供・提出を受けた電磁的記録媒体(以下「押収媒体」 という。)
 - イ 押収媒体を複写した電磁的記録媒体
 - ウ 不正プログラムに感染している可能性があるウェブサイトを閲覧等するため の端末に挿入した外部記録媒体
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、不正プログラムに感染している可能性が ある電磁的記録媒体
 - (2) (1) の規定にかかわらず、(1) に掲げるものに保存された情報について、 スタンドアロン端末において次のアからウまでに掲げる無害化措置を施したもの を警察保有の外部記録媒体に保存して取り扱う場合については、この限りでない。 ア 職員によるPDF、CSV、静止画データ等への変換
 - イ 職員によるログ等テキストデータ又は静止画データのみの抽出(新規作成のWord、Excel等に静止画データを貼り付ける行為を含む。)
 - ウ 職員による暗号化 (データの移送のために実施するものに限る。また、KA I 端末において復号しないこと。)
 - (3) 遺失者を特定するためにその内容を確認する必要がある拾得物である電磁的記録媒体についても、KAI端末に接続しないこと。
- 2 登録状況の管理
- (1) 運用管理者は、登録メディアの管理番号と外部記録媒体管理簿の管理番号を定期的に確認するなど、確実な管理を行うこと。
- (2) システム総括責任者は、未登録メディアが媒体利用管理者の利用許可を得ることなく、接続されたことを認知した場合には、当該未登録メディアが接続された KAI端末を管理する所属の運用管理者に通知するものとする。
- (3) 運用管理者は、(1) において異常を認めた場合、又は(2) の通知を受けた場合には、速やかに、外部記録媒体管理簿に登載されていない外部記録媒体又は

個人所有の外部記録媒体の接続が行われていないかを確認し、是正措置を講じなければならない。

- 3 利用者情報及び端末装置の情報の管理
- (1) 運用管理補助者は、利用者情報(KAIシステムの機能を利用するために必要な利用者の情報をいう。以下同じ。)及びKAI端末の情報を適切に管理すること。
- (2) 運用管理補助者は、人事異動の際に、所属で使用するKAI端末に増減が生じる場合には、当該変更手続とともにKAIシステム運用管理要領の第11の1に基づき新設又は撤去の手続を確実に行うこと。
- (3) 利用管理補助者は、KAI端末の新設又は撤去に際し、外部記録媒体利用制限 ソフトウェアにおいてKAI端末の情報の変更作業を行うこと。
- (4) 外部記録媒体利用制限ソフトウェアに登録された利用者情報及び各所属に設置しているKAI端末の情報を適切に管理するため、利用管理者は、各所属の運用管理補助者に対し必要に応じて利用者情報及びKAI端末の情報の報告を求めることができるものとする。
- 4 暗号文に関する留意事項

外部記録媒体利用制限ソフトウェアの機能により、外部記録媒体にフォルダ又はファイルを暗号文として保存する際は、以下の点に留意し、暗号化した情報を消失しないよう確実な管理を行うこと。また、自己復号型暗号文についても設定したパスワードを適正に管理すること。

なお、以下の作業はKAIシステム利用者が行うものとする。

(1) 暗号化鍵の変更による影響

暗号化鍵が変更される場合、新しい暗号化鍵では旧来の暗号化鍵で暗号化された暗号文は復号できないため、暗号化鍵が変更される前に、暗号文を復号しておく必要がある。

(2) KAIシステムの更新による影響

KAIシステムが更新される場合、外部記録媒体利用制限ソフトウェアが変更となることがあり、その際には、旧来のKAIシステムにおいて作成した暗号文は新しいKAIシステムでは復号できないため、新しいKAIシステムへのデータ移行前に暗号文を旧来のKAIシステムにおいて復号しておく必要がある。

第8 その他

- 1 外部記録媒体の取扱いについては、警察情報セキュリティポリシーに定められた 事項を遵守しなければならない。
- 2 システム総括責任者又は利用管理者が、KAIシステムの維持管理等に係る作業 を行うために保守作業用の外部記録媒体を利用する場合であって、第4の規定を適

用することが適当でないと認めるときは、別途適切な措置を講じた上で、当該規定 を適用しないことができる。

- 3 KAIシステム利用者は、デジタルカメラ等に保存されたデータをKAI端末に 取り込む場合には、原則、デジタルカメラ等から抜き出した外部記録媒体をカード リーダに接続して行うものとし、デジタルカメラ等を直接KAI端末に接続しない こと。
- 4 KAIシステム利用者は、外部記録媒体の利用に当たり、周辺機器をKAI端末に接続する場合又は3の原則から外れる場合には、別に定める規程に基づき周辺機器の利用に係る手続を行うこと。

			発	第	Ĵ	号
		年		月		日
所			属			長
(運	用	管	理	者)
保	存	期		間	1	年

外部記録媒体登録申請書

担当者	
警 電	

外部記録媒体 登録番号(*1)	外部記録媒体種別	登録方式	使用用途	情報管理課登録
立外田 () (1)		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文•暗号•読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□済
		平文・暗号・読込専用		□ 済
		平文・暗号・読込専用		□済

*1 外部記録媒体登録台帳の登録番号とする。

情報管理課受付年月日	